

令和6年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和6年3月7日(木)

東洋町議会

余 白

令和6年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和6年3月7日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
	1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
	3番	安岡 良仁 君	4番	高畠 俊彦 君
	5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
	7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

令和6年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和6年3月7日(木) 午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 議案第1号 | 東洋町監査委員条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第2号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止することについて |
| [日程第5] | 議案第3号 | 職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第4号 | 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第5号 | 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて |
| [日程第8] | 議案第6号 | 東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第9] | 議案第7号 | 東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて |

- | | | |
|---------|--------|--|
| [日程第10] | 議案第8号 | 東洋町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第11] | 議案第9号 | 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて |
| [日程第12] | 議案第10号 | 東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第13] | 議案第11号 | 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第14] | 議案第12号 | 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第15] | 議案第13号 | 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第16] | 議案第14号 | 東洋町特別会計条例の一部を改正することについて |
| [日程第17] | 議案第15号 | 東洋町下水道事業の設置等に関する条例を定めることについて |

[日程第18]	議案第16号	東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについて
[日程第19]	議案第17号	東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて
[日程第20]	議案第18号	東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めることについて
[日程第21]	議案第19号	東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについて
[日程第22]	議案第20号	東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
[日程第23]	承認第1号	専決処分事項「令和5年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
[日程第24]	議案第21号	令和5年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
[日程第25]	議案第22号	令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
[日程第26]	議案第23号	令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
[日程第27]	議案第24号	令和6年度東洋町一般会計予算を定めることについて
[日程第28]	議案第25号	令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて

[日程第29]	議案第26号	令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第30]	議案第27号	令和6年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第31]	議案第28号	令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
[日程第32]	議案第29号	令和6年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
[日程第33]	議案第30号	令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第34]	議案第31号	令和6年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて
[日程第35]	議案第32号	令和6年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて
[日程第36]	議案第33号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第37]	議案第34号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第38]	議案第35号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第39]	議案第36号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第40]	議案第37号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第41]	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて(追認)

[日程第42]	議案第39号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第43]	議案第40号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第44]	議案第41号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第45]	議案第42号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第46]	議案第43号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第47]	議案第44号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第48]	議案第45号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第49]	議案第46号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第50]	議案第47号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第51]	議案第48号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第52]	議案第49号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第53]	議案第50号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第54]	議案第51号	損害賠償の額を定めることについて(追認)
[日程第55]	報告第1号	専決処分の報告について

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) おはようございます。 会議に先立ちまして、このたびの令和 6 年能登半島地震により、被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。皆様ご起立ください。 黙祷 (30 秒) お直りください。 ご着席ください。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 6 年第 1 回東洋町議会定例会を開会します。 (開会時間： 9 時 00 分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例 20 件、専決処分事項補正予算 1 件、補正予算 3 件、当初予算 9 件、報告 1 件、その他 19 件の計 53 件であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 まず、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から令和 5 年 11 月から令和 6 年 1 月分の例月出納検査の結
----	--

町長	果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。 次に、地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年12月実施の定期監査の報告が提出されております。 次に、閉会中の議員派遣1件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。 次に、1月29日に議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報編集委員会を開催し、任期満了に伴う、正副委員長の互選結果は、お手元に配布のとおり提出されており、議会運営委員長に高畠俊彦君、副委員長に西岡尚宏君、総務教育民生常任委員長に安岡良仁君、副委員長に今宮裕明君、産業建設常任委員長に廣田斎史君、副委員長に大坪千倫君、議会広報編集委員長に今宮裕明君、副委員長に安岡良仁君が当選されたことを報告致します。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 続いて、日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 皆様方おはようございます。本日、令和6年東洋町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 はじめに、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご家族や被災された皆様に、心よりお悔やみとお
----	--

見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、本定例会の上程案件につきまして、執行部からは議案として、条例制定案 4 件、条例改正案 15 件、条例の廃止案 1 件、令和 5 年度の専決処分補正予算案 1 件、補正予算案 3 件、令和 6 年度各会計の当初予算案 9 件、その他 19 件、それから報告 1 件の計 53 件を提出させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。

提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

令和 6 年度の一般会計当初予算案についてでありますけれども、対前年度比では、5 パーセント増の 31 億 5 千 118 万 5 千円としております。

本予算案では、まず、地域の身近な取り組みとしまして、昨年 10 月の地区懇談会における各地区からの要望を実行するために予算提案させていただきました。

なかでも、各地区の活動に対する自由度の高い経済的支援としまして東洋町地区まちづくり補助金の制度化をはじめ、高齢者などを対象とした新型コロナワクチン接種の無料化に向けた取り組み、次年度に向けて住民票や印鑑登録証明などをコンビニエンスストアでも交付できるようにするためのシステム構築、野根地区内への公衆トイレの整備などを予算計上をさせていただいております。

それから、物価高騰による低所得世帯への現金給付の対象を拡充し、住民税が均等割のみ課されている世帯に対しましても 10 万円を給付するための予算を計上しております。

次に、地域の新たな取り組みとしまして、地域振興では、主に

野根地域の地域振興を図っていくための小さな集落活性化事業をはじめ、ふるさと納税業務を強化する体制としまして、民間力で本町の地域活性化と併せて自主財源を確保する取り組みへと展開していくための予算計上をさせていただいております。

人口減少対策の取り組みでは、少子化対策として、高校生までの医療費の無償化、中学生までの給食費並びに部活動費を無料化するための予算案、そして、友好提携姉妹都市の大阪府守口市と本町の子どもたちを授業でつなぐためにＩＣＴを活用したデジタル子ども交流事業の準備も進めており、令和６年度は試行期間と定め、次年度の本格導入に向けて取り組んでいくと同時に、子どもたちの学校教育に併せて社会教育としてこれは仮称ですけれども地域創生塾の創設に向けた取り組みにも着手するための予算案、そして、結婚生活を支援するための結婚生活支援事業補助金の制度化についても予算計上をさせていただいております。

移住定住促進対策として、空き家を活用した町管理の中間管理住宅改修費用や民間による空き家活用補助金を予算計上しておりまして、前年度に引き続き、移住者の住む場所を確保することと同時に、想定南海トラフ地震による揺れ対策としての住宅耐震化にも努めてまいります。そして、本町特定地域づくり事業協同組合や民間事業者と協働で移住者確保に向けた取り組みを進めていくうえで、空き家の家具の処分費や引っ越し費用、移住を希望する方への交通費などの補助金制度も継続するための予算計上をさせていただいております。

続いて令和５年度一般会計専決予算及び補正予算についてでございます。

まず、専決予算についてですけれども、全国的な食中毒事案へ

の対策強化を図るため、食品衛生法の改正により、漬物製造業や水産製品製造業などを営む事業所については、5月31日までに新たな営業許可を取得することが義務付けられております。その営業許可に必要な施設整備や機械器具の導入に対し、早急に対応するため、高知県食品加工継続支援事業費補助金を活用し、町内35事業所への支援としての予算を専決処分させていただきました。

次に、補正予算におきましては、物価高騰による低所得の子育て世帯に対して、18歳以下の子ども一人につき5万円を給付するための予算計上をさせていただいております。

次に四国8の字ネットワークの道路整備についてでございます

四国8の字ネットワークの高知県内の道路整備のうち、未事業化区間でありました安田、奈半利間の4kmと宿毛和田から宿毛新港間の7kmの事業化決定が見込まれ、県内の着手率は100パーセントとなる見通しであります。

阿南安芸自動車道の道路整備区間については、徳島県南部では牟岐から海部間の9kmが未事業化区間となっております、美波、牟岐間の14kmにつきましては、未着手のままとなっております。

四国8の字ネットワークの道路整備について、事業化決定あるいは、早期に事業着手できるよう、引き続き、高知県と徳島県、関係市町村とともに、国土交通省や財務省、県選出国会議員への要望活動を行ってまいります。

次に能登半島地震への対応についてでございます

元日に発生致しました能登半島地震への災害派遣として、金沢

市へ2月19日から28日まで避難所運営の業務の支援として職員1名を派遣し、3月19日から28日までは輪島市へ被災建物の応急危険度判定の業務を支援するために職員1名を派遣いたします。

本町からの義援金につきましては、令和5年度補正予算に、高知県町村会を通じて石川県町村会へ50万円を送金するための予算案を、令和6年度予算としてB & G財団との災害協定に基づき10万円を送金するための予算案をそれぞれ計上し、総額60万円の義援金を被災地支援に充てたいと考えております。

次に甲浦保育園の高台移転候補地案についてでございます。甲浦保育園の高台移転について、移転先の候補地を甲浦地区内10か所のうち3か所を移転候補地案として選定いたしました。

庁内で移転先候補地選定検討会を設置を致しまして、保育園担当の住民課内に事務局を置き、副町長、産業建設課長、防災担当、水道及び下水道担当、町道担当、甲浦保育園長を選任し、南海トラフ地震による津波浸水想定区域以外で、庁内の参考資料や地域住民の協力のもとに、現地踏査をふまえて選定させていただきました。

令和6年度には、県補助金を活用しての基本構想を策定し、園舎の位置や規模について検討したのちに詳細設計に着手する予定で、令和7年度着工に向けて取り組んでまいります。

続いてB & G海洋センターの廃止に向けた取り組み状況についてであります。B & G財団側から依頼のありました資料の作成は、今年度中に完了できる予定で進めており、新年度早々に財団を訪問し、廃止についての意見を述べさせていただき、その後、財団側が現地視察をしたのちに、理事会で廃止決定の可否が決ま

る流れとなっております。

地区懇談会でもご意見がありましたけれども、廃止決定を想定して、B & G 海洋センター敷地と併せて、隣接する東洋町総合グラウンドの活用方法を検討していかななくてはならないと考えております。

次に、海の駅東洋町の売上状況についてですが、本年度から指定管理者制度を活用して、株式会社ファウンディングベースに運営していただいているところではありますが、2 月末時点で2 億円以上の売上があり、過去最高の売上高となっております。

続いて、令和5 年度のふるさと納税の状況ですが、2 月末時点で1 億円を超える寄付金をいただいております。

本町で、1 億円を超える寄付金をいただいたのは令和元年以来となります。

次に、マイナンバーカードの交付率ですが、2 月25 日時点で90.5 パーセントまで達しております。

続いて、第9 期介護保険料の見込みについてでございます。

令和6 年度改定の介護保険料の額につきまして、第9 期介護保険事業計画を策定しましたところ、令和6 年から令和8 年までの介護保険料につきましては、第8 期と同様に、基準額の月額が7 千400 円となる見込みとなっております。

次に、ライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に、広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。

外出先でも町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信

議長	され、大変便利ですので、町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思います。また、スマートフォン初心者のためのよろずや相談会も、2月に引き続き、3月にも開催いたします。 結びに、春の訪れを表します桜の開花は气象台によりますと3月21日と予想されております。野根川の桜並木を背景に、5年ぶりとなります野根川桜まつりが3月31日に開催されることとなりましたので、皆さま、お誘いあわせのうえお越しいただきますようご案内をいたします。 以上、簡単でございますけれども、令和6年東洋町議会第1回定例会の行政報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。 (議員自席より、議長、議長との声あり) (福島 登 議長) 何ですか。 (議員自席より、議長、ちょっととの声あり) 何ですか。 (議員自席より、あのう、今、行政報告ありましたが、この3ページですよ。3ページのこの令和5年度一般会計専決予算及び補正予算内容間違っていますが、訂正してもらえませんか。そのえーとですね5月31日までに新たな営業許可を取得することが義務付けられておりますというのは、されておられません。と
----	--

の声あり)

いや待ってください、いやそれはまたね後でね、確認をとって訂正しますので、議場を、町長、それでよろしいですか、

(町長自席より、はい。との声あり)

確認をとって訂正をさせていただきますので、ここではそのまま、引き続き議会を続けたいと思います。

後で田島さん確認いたします。

(田島議員自席より はい。との声あり)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、5番、武山裕一君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。

議会運営委員長

(高畠 俊彦 議会運営委員長)

議長	皆様おはようございます。令和 6 年第 1 回定例会議会運営委員会の報告を行います。 3 月 1 日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日 7 日から、3 月 13 日、水曜日までの 7 日間とする。 次に、運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日 7 日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のため休会、13 日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。 次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を 1 人 30 分以内とする。また、執行部の答弁時間も 30 分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。 次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を 1 人 30 分以内とする。また、執行部の答弁時間も 30 分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。 次に、議案質疑の通告期限は、3 月 8 日金曜日午後 4 時まで、一般質問の通告期限は、3 月 8 日金曜日午後 4 時までとする。以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。 (福島 登 議長) 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。
----	--

町長	ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から３月１３日までの７日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日から３月１３日までの７日間と決定致しました。 日程第３、議案第１号、東洋町監査委員条例の一部を改正することについての件から、日程第２２、議案第２０号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについてまでの２０件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 （長崎 正仁 町長） はい。それでは、議案の提案理由説明書の１ページをご覧ください。 議案第１号東洋町監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めます。令和６年３月７日提出でございます。 提案理由でございます。主に東洋町下水道事業並びに簡易水道事業が、これまでの特別会計から地方公営企業法一部適用した公営企業会計へ令和６年４月１日から移行することに伴い必要となる改正と令和５年の地方自治法の一部を改正する法律が施行
----	---

され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴い、新たな条が新設されることによる改正でございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて2ページをご覧ください。議案第2号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく責務の免除に関する条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。本条例は既に失効しているため廃止をするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

3ページに移ります。議案第3号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。令和5年の地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員においても勤務期間に応じ期末勤勉手当の支給ができるよう改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

4ページをお願いいたします。議案第4号東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議

決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。令和 5 年の地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことから改正しようとするものでございます。

なお内容につきまして総務課長が説明をいたします。

続いて、5 ページに移ります。議案第 5 号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。令和 2 年の押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令の施行により、本町でも押印を求める手続きの見直しを行うため、本町の関係する条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。議案第 6 号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。現在、医療費助成対象者を中学生までとしておりますが、高校卒業までの 1 8 歳に達する日以降における最初の 3 月末日までと、対象者を引き上げるために改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

7 ページに移ります。議案第 7 号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由についてでございます。現在、在宅介護手当支給を年 4 回としておりましたが、毎月支給できるように改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

8 ページをお願いいたします。議案第 8 号、東洋町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。生活保護受給者が喪主である場合、生活保護法による、葬祭扶助費が支給されることから、使用料の減免規定から削除する改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長補佐が説明をいたします。

9 ページへ移ります。議案第 9 号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。介護保険料の改定について、3 年ごとの見直しによる改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

10ページをお願いいたします。議案第10号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

11ページに移ります。議案第11号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

12ページをお願いいたします。議案第12号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

13ページへ移ります。議案第13号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに、指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由についてでございます。議案第10号から第13号については関連がございますので一括してご説明をいたします。

令和6年1月25日、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い本町の関連する各条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

14ページをお願いいたします。議案第14号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

15ページへ移ります。議案第15号、東洋町下水道事業の設置等に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

16ページをお願いいたします。議案第16号、東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについて、地方

自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

17ページへ移ります。議案第17号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

18ページをお願いいたします。議案第18号、東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

19ページに移ります。議案第19号、東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

20ページをお願いいたします。議案第20号、東洋簡易水道条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。議案第14号から第20号については関連がございますので、一括してご説明をいたします。

東洋町下水道事業並びに簡易水道事業は、令和6年4月1日よりこれまでの特別会計から地方公営企業法を一部適用した公営

議長	企業会計への移行に伴いまして、公営企業の設置、経営の基本等必要な事項について条例の制定及び改正を行うものであります。 なお、内容につきましては、産業建設課長及び産業建設課長補佐が説明をいたします。 以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは、議案第1号、東洋町監査委員条例の一部を改正することについてご説明を致します。 議案関係資料1ページ、新旧対照条文1ページをお開き下さい。新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。 今回の主な改正は、下水道事業並びに簡易水道事業が地方公営企業法の一部適用した公営企業会計へ令和6年度から移行することに伴い必要となる改正でございます。また、令和5年の地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴い、新たな条が新設されることによる改正でございます。 まず、第3条、請求又は要求による監査では、先程ご説明をしましたとおり、地方自治法の新たな条の新設に伴うもので、地方自治法第243条の2及び第243条の2の2が含まれる条例について改正する必要があります。現行の条例に、第243条の2が含まれます。第243条の2につきましては、令和2年4月

1 日の法律施行により第 2 4 3 条の 2 の 2 に繰り下がっておりましたが、そのまま引用して職員の賠償責任として規定をしておりました。本来でございましたら、第 2 4 3 条の 2 の 2 を第 2 4 3 条の 2 の 8 に改めるところでございますが、今回の改正では、第 2 4 3 条の 2 を第 2 4 3 条の 2 の 8 に改めております。

次に、第 3 項の次に、（地方公営企業法 第 3 4 条において準用する場合を含む。）を加えております。これは、令和 6 年度から下水道事業並びに簡易水道事業の公営企業会計においても、要求又は請求に基づき、職員の賠償責任に関し監査することについて、規定をしております。

2 ページをお願いします。第 7 条、決算等の審査では、第 2 項の次に、又は地方公営企業法第 3 0 条第 2 項を加えております。先ほどの説明のとおり、下水道事業並びに水道事業会計においても、決算に付することを規定しております。

第 9 条、公金収納等の監査では、第 2 項の次に、又は地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 1 項を、又、指定金融機関の次に、等、を加えております。先ほどの説明のとおり、下水道事業並びに水道事業会計においても、必要があると認められるときには、公金の収納又は支払い事務に関し監査することについて、規定をしております。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

以上でございます。

つづきまして、議案第 2 号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく責務の免除に関する条例を廃止することについてご説明致します。

議案関係資料は2ページ、議案関係資料別紙薄い資料でございますが、こちらをお願いします。

議案第1号の説明のとおり、地方自治法第243条の2及び第243条の2の2が含まれる条例について改正が必要となります。この議案関係資料（別紙）の本条例に載せてありますけれどもこちらをご参照ください。この第3条職員の賠償責任に基づく責務の免除の下線部にありますとおり、第243条の2が含まれております。本条例は、すでに失効しているため、改正では無く今回、廃止をしようとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行する、でございます。以上でございます。

つづきまして、議案第3号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案関係資料は3ページ、新旧対照条文3ページをお願いいたします。この条例は、令和5年の地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員においても勤務期間に応じ、期末勤勉手当の支給が可能となったことから改正するものでございます。

新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給では、（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を削除しております。これにより、育児休業をしている会計年度任用職員に対しても職員と同様、期末勤勉手当を支給することについて規定をするものでございます。

4ページをお願いします。第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整では、先ほどの第7条において会計年

度任用職員についての説明事項の削除により、ここで、会計年度任用職員について説明事項を追加するものでございます。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

以上でございます。

つづきまして、議案第 4 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてご説明致します。

議案関係資料は 4 ページ、新旧対照条文 6 ページをお願いします。

新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

この条例は、令和 5 年の地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年度から会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給することが可能となったことから改正をするものでございます。

第 3 条、フルタイム会計年度任用職員の給与、会計年度任用職員の給与では、期末手当のあとに及び勤勉手当を追加し、8 ページをお願いします。第 13 条の 2 勤勉手当を新設しております。

次に、9 ページをお願いします。第 20 条、パートタイム会計年度任用職員の給与、期末手当では、この条のあとに及び次条第 1 項を加えております。10 ページをお願いします。新たに、第 20 条の 2 勤勉手当を新設しております。

現在、会計年度任用職員に期末手当の支給をしておりますが、今回の改正により、令和 6 年度から職員と同様、勤勉手当を支給することについて規定するものでございます。施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

以上でございます。

つづきまして、議案第 5 号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明致します。

議案関係資料は 6 ページをお願いします。新旧対照条文 1 2 ページでございます。令和 2 年の押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令の施行により、本町でも押印を求める手続きの見直しを行うことから、関係する 4 条例について改正するものでございます。

原則、住民さんから提出される契約書等以外の手続きに関しては押印を必要としない改正をしようとするものでございます。

新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。まず、第 1 条では、東洋町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

第 4 条、審査の申出では、第 4 項を削除しております。これは、審査申出書に、審査申出人が押印しなければならない旨が規定されているため、この条文を削除し、押印を必要としないこととするものでございます。次に、それぞれ、第 5 項を第 4 項に。1 3 ページをお願いします。第 6 項を第 5 項に繰り上げております。

次に、第 7 条、審査申出人の口頭による意見陳述、第 8 条、口頭審理、1 4 ページに移ります。第 9 条、実地調査、第 1 2 条、議事についての調書では、それぞれ、署名押印しなければならない。を署名しなければならない。とし、押印を求める文言を削除しております。

次に、第 2 条の説明からは、議案関係資料、この別紙薄い方の資料によりご説明をさせていただきます。別紙の 2 ページをお願い

	いします。第 2 条では、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。 別記様式第 2 条、第 4 条関係、宣誓書の様式について、氏名のあとの印を削除しております。 3 ページをお願いします。第 3 条では、東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。 別記様式第 5 条関係、東洋町運動公園利用許可申請書の様式について、申請人氏名欄の印を削除しております、東洋町教育委員会のあとの印は追加をしております。これは使用料が発生する委員会の許可については、証明印を設ける改正としております。 4 ページをお願いします。第 4 条では、東洋町火入れに関する条例の一部を改正するものでございます。 様式第 1 号第 2 条関係、火入許可申請書の様式について、氏名のあとの印を削除しております。 いずれも押印を削除し、押印は必要としない改正でございます。施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からとしております。 以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 それでは、議案第 6 号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについてご説明致します。 議案関係資料 8 ページ、新旧対照表 1 6 ページでございます

	症とし、20ページをお願いします。第4条中の手当支給を手当の支給とし、第6条支給の時期では、毎年7月、10月、1月及び4月の4期に分けて支給する、を毎月支給するものとし、その支給の方法については、別に規則で定めるとし、第7条支給の停止では、第3号及び第4号を新設しております。内容は、要介護者の状態が改善するなど、介護する必要がなくなった場合には支給しないという条項を新たに追加しております。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長補佐。
住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) おはようございます。 私のほうからは、議案第8号東洋町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてご説明をいたします。 参考資料といたしまして、議案関係資料と新旧対照条文をお配りしております。新旧対照条文の21ページをお開きください。 第2条につきましては番地表記の誤りを訂正したものでございます。 第8条、使用料の減免につきましては、使用料を減免する際の特別の事情、事由につきましては、規則で定めることといたしております。 旧条文の現行条文をご覧ください。まず第1号の生活保護法による扶助を受けていた者のために使用する際の減免規定に関しましては、減免の対象基準につきましては死亡者ではなく、使用者

	を対象基準として勘案すべきであるとの考え方から削除といたしております。 なお生活保護受給者が喪主である場合におきましては、申請により生活保護法における葬祭扶助費から、当該斎場使用料が支給をされます。 次に第２号の行旅病人のくだりは原文のまま規則で規定をいたします。 第３号につきましても一部内容を変更し、災害その他の特別な事情により必要と認められるときといたしまして、規則において規定いたします。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) ここで休憩には入ります。再開は１０時５分です。 (休憩時間：９時５０分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：１０時５分) 訂正があるということなのですが、はい。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) すいません。資料の訂正がございます。 議案第２号、でございます。全ての資料になるかと思うんですけれども、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく、責務となっておりますけれども、こちらが債務の間違いでございます。

議長	(福島 登 議長) ……それ、…
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 後ほど、資料の訂正をさせていただきますので。
議長	(福島 登 議長) 2 ページなんやね。 (議員自席より、いやこりゃ許せん。との声あり)
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 申し訳ございません。
議長	(福島 登 議長) 静かに。 (議員自席より、はい、了解。との声あり)
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 訂正のほうよろしく願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 2 ページなんやね。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) 議案第 2 号でございます。
議長	(福島 登 議長) 何ページ。 (議員自席より、2 ページ……との声あり)
議長	(福島 登 議長) 2 ページなんやね。 (議員自席より、…… 1 行目の最後やろ……責務が債務…との声あり)
議長	(福島 登 議長) どこなん、どこ、言うて。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 責務が債務でございます。申し訳ございません。すいません。 (議員自席より、そしたら 2 号の上から 2 番目やろ…との声あり)
総務課長	(築地 仲音 総務課長) そうです。議案第 2 号でございます。

	(議員自席より、全部やろ…との声あり)
議長	(福島 登 議長) 全部やろう要するに。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はいそうです。
議長	(福島 登 議長) 全部ということやろ。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はい。
議長	(福島 登 議長) 賠償責任になっとるんが責務やろ。全部ということやね。いろいろあるん。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 賠償責任に基づく責務が債務です。責務が債務です。
議長	(福島 登 議長) ほんなら全てやね。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) はい。よろしくお願いいたします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 ゆっくりでかまんよ、あわてんで、ゆっくりでええ。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) それでは、私のほうから議案第 9 号から議案第 13 号までのご説明をいたします。 まず、議案第 9 号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについてご説明いたします。 議案関係資料 12 ページ、新旧対照表 22 ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたします。 今回の改正は、介護法第 117 条の規定に基づき 3 年に一度、介護保険事業計画の見直しを行ったことに伴いまして、介護保険関係の条例を改正しようとするものでございます。 22 ページをお願いします。改正内容につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度を、令和 6 年から令和 8 年度までとし、低所得者に当たる第 1 号から、第 3 号の基準額を改正しております。そして、高所得者に当たる第 10 号から第 13 号を追加しております。 第 2 項では、令和 3 年度から令和 5 年度を、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度におけるとし、2 万 6 6 0 0 円を 2 万 5 3 0 0 円と改正しています。 第 3 項では、第 1 項第 2 号に掲げる保険料の減額賦課に係る令和 3 年度から令和 5 年度を、令和 6 年度から令和 8 年度とし、保険料 4 万 4 4 0 0 円を、前項中 2 万 5 3 0 0 円とあるのは 4 万 3

議長	060円と読み替えるものとするに改正しています。 第4項では、第1項第3号に掲げる、 (福島 登 議長) 手島住民課長兼支援センター事務局長、名前長いんだけど、ページを言いながら、皆さん見よるページを言いながらやっていたかないと。 いや、ゆっくりかまんので読むときにページを言いながらやっていただきたいなと思います。 (議員自席より、…23ページ……との発言あり)
住民課長兼地域包括支援センター事務局長 議長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 23ページ (福島 登 議長) そう、そういうふうにページを言っていたかないと分かりにくい。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長 議長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 23ページになります。 (福島 登 議長) 落ち着いてかまんき、ゆっくりでかまんです。 第4項では、第1項第3号に掲げる保険料の減額賦課に係る令

和３年度から令和５年度を、令和６年度から令和８年度とし、保険料、６万２１６０円を、第２項中２万５３００円とあるのは６万８２０円と読み替えるものとするに改正しております。

第４条では、低所得段階が増えたことによる保険料算定の改正をしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして議案第１０号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料１５ページ、新旧対照表２５ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたします。

まず初めに、介護保険制度において令和６年度の介護報酬に、係る改定が行われることに併せ、介護サービスに係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の所要改正が行われ、令和６年４月１日から施行することに伴い本町の関連する各条例を改正しようとするものでございます。

この改正の内容についてこの議案のほか、この先関連する議案もそうですが改正量が多くあります。大半が条のずれ文言の修正で、改正前との内容に変更がございませんので、その改正部分は割愛させていただき内容の変更、追加に係る改正についてご説明いたします。

また、次の議案でもこれから説明する改正内容と同様のものが多々ありますのでその改正部分は、次の議案でも割愛させていただきたいと思っておりますのでご了承頂きたいです。

まず、２７ページから２８ページにかけて、見出し従業者の員

数、第6条第2項では、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですが、ケアマネ1名当たりの居宅サービス計画の取扱人数を規定しているものでございます。

基本的には、改正前の35から44に利用者の数を改正するものでございます。

次に第3項、29ページにかけて新設で先ほどご説明した取扱い人数の規定にかかわらず、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための国保中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合には、ケアマネジャー1名当たり基本的に49名の取扱い人数とする追加でございます。

なお、これらの改正は、ケアマネの基本報酬における取扱い件数との整合性を図る観点から改正されたものでございます。

次に30ページをお願いします。見出し内容手続の説明及び同意、31ページから32ページにかけて、第8条第3項では新設で居宅介護支援事業者は、介護支援の提供開始に際しあらかじめ利用者またはその家族に対し、訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合を説明し、理解を得るようことを居宅介護支援事業者の努力義務化されたものでございます。

次に、34ページをお願いします。見出し、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針。

35ページをお願いします。第17条第2号の2、第2号の3では、新設で介護サービス利用者の身体的拘束を規定したものでございます。緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないこと、また、身体的拘束を行う場合にその状況等の記録をしなければならないことを追加されたものでございます。

次に、３６ページをお願いします。同条第１５号イ、３８ページにかけて、新設でケアマネの介護利用者の実施状況に係る面接については、原則、訪問での面接ですが、訪問しない場合は、テレビ電話装置等を活用して介護業者の面接ができることが追加されたものでございます。

次に、４０ページをお願いします。見出し揭示、４１ページに移り第２８条第３号では、新設で居宅介護支援事業所の運営規程の概要、ケアマネの勤務体制、介護サービス利用選択に資する重要事項を書面揭示のほかにインターネットのウェブサイトに掲載することを、義務化することを追加しております。

以上でございます。

なお、議案関係資料２０ページ、２１ページには、附則において、先ほどのウェブサイトに掲載する義務化は、施行の日から１年間猶予の経過措置となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１１号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきましてご説明いたします。

議案関係資料２２ページ、新旧対照表４８ページでございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。

まず４９ページをお願いします。

（議員自席より、何ページ言うたとの声あり）

議長	49ページをお願いします。見出し管理者50ページから51ページにかけて、第5条第3項、第4項では、指定介護予防事業者の管理者は、主任ケアマネでなければならないと規定し、ただし、その確保が困難等である場合には、主任でないケアマネが管理者とすることができることを追加されたものでございます。 次に59ページ、見出し指定介護予防支援の具体的取扱い方針、64ページ、第35条第29号では、新設で指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画の実証について市町村からの情報提供の求めが追加されております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、議案第12号、 (議員議席より、すいません。との声あり) はい。 (福島 登 議長) 質問は受けないですよ。 (議員議席より、質問やない、あのう、このね、こちらをほら……新しい変えた部分を先に説明しちよいて、それから、これはこういう風になります、……そういう説明してもらわな解らん、この何おを、内容が走るもんやきん、ほら。との声あり)
----	--

議長	(福島 登 議長) 手島課長。ゆっくりでかまなので。自分の準備しとうやつで、準備したやつでやってもらいますんで、今から変えるというのはちょっと難しいんでね、準備してるもので説明をさせていただきます。 (議員議席より、議長、自分も聴っよっても……解らん…飛ばしていくやろ……言うてもらわんと解らん、ほんまに、との声あり)
議長	(福島 登 議長) 手島課長、最初にページ言うたほうがええと思います。 項目言うてページ言いよるからみんな探すんでね、最初にページを言っていたいたほうがええと思います。 皆さん分かりやすいと思います。 最初に、ページを言ってから始まるようにしていただいたら。 (議員自席より、……内容……。)
議長	(福島 登 議長) 手島課長準備しちよるんでやっていただきますんで、皆さんゆっくりでかまなので、よろしくお願いいたします。 (議員自席より、…………。)
議長	(福島 登 議長)

住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	はい、はい、そうします。 (手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 続きまして議案第１２号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。 議案関係資料３０ページをお願いします。 議案関係資料３０ページ、新旧対照表６８ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたします。 まず、８８ページをお願いします。 (議員自席より、……)
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) ８８をお願いします。見出し共生型地域密着型通所介護の基準、８９ページから、９３ページにかけて、第８０条の２、それと見出し準用、第８０条の３、９５ページまででは、これは以前の改正漏れに対する追加でございます。誠に申し訳ございませんでした。 (議員自席より、……)
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 次に、１１６ページをお願いします。見出し協力医療機関等第１５５条第２項から１１９ページをお願いします。第６項までで

議長	は、新設で指定認知症対応型共同生活介護事業者と協力医療機関との連携体制の構築を追加されたもので、医師、看護職員の相談対応、診療体制の常時確保、新感染症の発生の対応など義務化するものでございます。 次に、１２２ページをお願いします。見出し従業者の員数、１２３ページから１２５ページにかけて、第１６０条第１１項では新設で利用者の安全、介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務化するものでございます。 次に、１４２ページをお願いします。見出し勤務体制の確保等、１４３ページをお願いします。第２１９条第５項では、新設で指定地域密着型介護老人福祉施設でのユニットケア、これは、家庭環境に近い介護サービスということですが、ユニットケアの質向上のための体制の確保の観点から管理者研修を受講することを努力義務化したものでございます。以上でございます。 なお、議案関係資料５６ページ、附則において、先ほどの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関については、施行日から３年間は努力義務と、 （福島 登 議長） 手島課長。読みよるところほんまに分からん。ほんまに附則どこにあるか分からん。議案ページが全然分からん皆さん探しよると思う。 もうちょっと落ちついて自分が読みよるところのページをちゃんと皆さんに知ってもらって、皆さんが開けたかどうか確認
----	---

	しながらやってもらったら、附則もどこのページにあるかも全然、僕も議長としても分からん。 56ページ、 (福島 登 議長) ……附則ちょっとどこにある。何ページ。 (議員自席より、……)
議長	(福島 登 議長) 読みを読み合うところのページがね分かるように、それをやってくれたらええけど飛ばしても、読みよところのページを、附則どこに載ちよるかね。 (議員自席より、今、探っしよる言うちゃりとの声あり)
議長	(福島 登 議長) 静かに、皆さんお静かに。 附則はどこ、何のどこに載ちよるかね。資料見んずつにやりよる、もしかして、いやいやそういうことじゃなしに、作っ取るからね、説明資料を作っ取るから。
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 議案関係資料56ページ。

	(議員自席より、……)
議長	(福島 登 議長) 附則なんかある。５６ページに附則なんかないわね、ああそう か。
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) ５５ページから５６…、
議長	(福島 登 議長) そうやって、ページを間違うとるから解らん。
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) ５５ページから５６ページにかけてでございます。すみませ ん。
議長	(福島 登 議長) 読みよるところのページをね、ちゃんと確認をしてやってもら わないかん。 もう次、附則からやってください。附則のところから、附則の とこ、附則の説明から５５ページの中段の附則の説明からやって ください。
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) ５５ページ、附則において、先ほどの利用者の安全並びに介護 サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す

	るための委員会の設置及び、協力医療機関については施行日から 3 年間は努力義務とする経過措置となっております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	(福島 登 議長) 13 号から。
住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 続きまして、議案第 13 号、東洋町指定地域密着型介護予防サ ービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等 に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説 明いたします。 議案関係資料 57 ページ、新旧対照表、155 ページでござい ます。 この条例改正全般については、さきの議案でご説明した改正内 容でございますので、後ほどご参照くださいますようお願いいた します。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	(福島 登 議長) ちょっと落ち着いて。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

それでは私から議案第１４号から議案第１７号までご説明をいたします。

最初に議案第１４号東洋町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。新旧対照条文をお願いいたします。

資料１８８ページ及び１８９ページになります。本条例につきましては、地方自治法の規定により設置しておりました下水道事業並びに簡易水道事業については、令和６年４月１日より地方公営企業法の規定に基づきまして、企業会計へ移行することに伴いまして、新たに設置条例を制定することになります。このため、下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計の２つの会計を削除するものでございます。以上でございます。

続きまして議案第１５号東洋町下水道事業の設置等に関する条例を定めることについてご説明いたします。

議案関係資料の６８ページをお願いいたします。平成３１年１月に人口３万人未満の市町村は、令和６年４月までに公共下水道事業を公営企業会計へ移行するよう国からの要請を受けまして、本町におきましても地方公営企業法の一部適用を採用しまして、企業会計へ移行させるために条例を制定するものであります。

第１条では、下水道事業の設置を定めております。この内容は地方公営企業法を根拠法として定めるものでございます。

第２条では、地方公営企業法を適用する規定と、その適用の範囲を財務規定等のみを適用することを規定するものであります。

第３条では、経営に関する基本事項を定めております。第３項にあります、終末処理場の名称及び位置については、これまでど

おり変更はございません。

第4条では、下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について予算で定めなければならないものについて規定をし、土地についても面積を定めております。

第5条では、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任については、議会の同意を要する賠償額を10万以上の場合と定めております。

第6条では、会計管理者の権限で行わせることができる。会計事務について規定をしております。企業会計移行した場合での会計事務は従来どおりでございます。資料が70ページのほうになります。

第7条では議会の議決を要する負担付の寄附の受領及び、地方公共団体がその当事者である訴えの提起、和解、調停などの損害賠償の額について規定をしております。よって地方自治法の適用除外となります。

第8条では、公営企業の業務状況を説明する資料を作成し、1年に2回、町長への提出と公表することが義務づけられ、その内容や作成期間を定めております。以上でございます。

続きまして議案第16号東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについてご説明をいたします。

議案関係資料72ページをお願いいたします。

本条例におきましても地方公営企業法の規定に基づき下水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条でございます。利益の処分の方法及び積立金の取崩し及

	び第3条資本剰余金では、企業会計の決算時期に合わせまして、事業年度に利益が生じた場合の処分として減債積立金、利益積立金、建設改良積立金に積立てができることを始め、資本金への組入れや欠損の処理等について定めております。 以上でございます。 次に、議案第17号東洋町公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料が新旧対照条文をお願いいたします。 ページは190ページになります。先ほどの、議案第15号東洋町下水道事業の設置等に関する条例でご説明いたしましたとおり、条例案の第3条第3項に終末処理場の名称及び位置を規定しておりますことから、本条例の第3条に規定をしております。名称甲浦浄化センター、位置東洋町河内字宮ノ西684番地を削除する条例改正となります。 私からのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) それでは私から、下水道事業に引き続き議案第18号から議案第20号までを一括してご説明いたします。 まずはじめに、議案第18号東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めることについてご説明いたします。

議案関係資料の 75 ページをお願いします。下水道事業でも申し上げましたとおり、人口 3 万人未満の簡易水道事業も令和 6 年 4 月までに公営企業会計へ移行するよう国からの要請を受け、本町におきましても地方公営企業法の一部適用を採用しまして、企業会計へ移行するために条例を制定するものであります。

第 1 条では、簡易水道事業の設置を定めております。

第 2 条では、地方公営企業法を適用する規定と、その適用の範囲を財務規定等のみを適用することを規定するものであります。

第 3 条では、経営に関する基本事項を定めております。第 2 項において給水区域を定めており、この給水区域についてはこれまでどおり変更はございません。

76 ページをお願いします。第 4 条では、簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分について、予算で定めなければならないものについて規定をし、土地についても面積を定めております。

第 5 条では、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、議会の同意を要する賠償額を 10 万円以上の場合と定めております。

第 6 条では、会計管理者の権限で行わせることができる、会計事務について規定をしております。企業会計へ移行した場合でも会計事務は従来どおりでございます。

77 ページをお願いします。第 7 条では、議会の議決を要する負担付の寄付の受領及び地方公共団体がその当事者である、訴えの提起、和解、調停などの損害賠償の額について規定をしております。よって地方自治法の適用除外となります。

第 8 条では、公営企業の業務状況を説明する資料を作成し、1

年に２回、町長への提出と公表することが義務付けされ、その内容や作成期間を定めております。以上でございます。

続きまして、議案第１９号東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めることについてご説明いたします。

議案関係資料の７９ページをお願いします。本条例におきましても地方公営企業法の規定に基づき簡易水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第２条、利益の処分の方法及び積立金の取崩し及び第３条資本剰余金では、企業会計の決算時期にあわせ、事業年度に利益が生じた場合の処分として、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金に積立てができることを始め、資本金への組入れや欠損の処理等について定めております。以上でございます。

次に、議案第２０号東洋町簡易水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案関係資料は８１ページを、新旧対照条文では１９６ページをお願いします。新旧対照条文にそってご説明いたします

先ほど、議案第１８号東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例において、第１条に簡易水道事業の設置、第３条第２項に名称及び給水区域を規定しておりますことから、東洋町簡易水道条例の第１条中の設置及びを削り、また第２条に規定しております名称及び給水区域を削除し、資料の２００ページをお開き下さい。第３９条第１号中の簡易水道を簡易水道事業の用に供する水道とする条例改正になります。

私からのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

議長	(福島 登 議長) 日程第 2 3、承認第 1 号、専決処分事項令和 5 年度東洋町一般会計補正予算専決第 2 号の承認を求めることについての件から、日程第 3 5、議案第 3 2 号、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについてまでの 1 3 件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) はい、議案提案理由説明書の 2 1 ページをお開きください。 承認第 1 号、専決処分事項令和 5 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分をしましたので、同条第 3 項の規定により報告をし、議会の承認を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。 提案理由でございます。1 2 月議会終了後に、食品加工業を継続支援事業補助金を計上し、令和 6 年 2 月 1 4 日に専決処分させていただいております。 歳入歳出それぞれ 1 8 6 1 万 6 千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 億 3 3 4 7 万 3 千円と定めております。 歳入では地方交付税、県支出金を追加しております。歳出では、食品加工業継続支援事業補助金、修繕費を追加しております。 なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

23ページをお開きください。議案第21号、令和5年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、5911万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9258万5千円とするものでございます。

歳入では地方交付税、国庫及び県支出金、寄附金、町債を計上しております。歳出では、ふるさと納税返礼品報償費、物価高騰対応重点支援給付金、養護老人ホーム入所委託料、橋梁補修工事費、野根公民館外壁修繕料などを計上しております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

24ページをお願いいたします。議案第22号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3947万6千円とするものでございます。

歳入では、県支出金を計上しております。

歳出では一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

25ページへ移ります。議案第23号、令和5年度東洋町観光

施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ190万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2612万8千円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では、観光施設事業特別会計消費税を計上しております。

なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

26ページをお願いいたします。議案第24号、令和6年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5118万5千円と定めております。前年度比で1億4941万円、5.0%の増となっております。

また、債務負担行為の限度額を示し、地方債の借入限度額を1億5400万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

令和6年度の主な事業として、コンビニ交付システム構築委託料、地域おこし協力隊事業、光ケーブル放送機器等更新委託料、小さな集落活性化事業補助金、物価高騰対応重点支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、生見ため池配水管改良工事費、野根地区公衆トイレ整備工事費、空き家活用促進事業、野根公民館耐震診断委託料などを計上しております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

27ページへ移ります。議案第25号、令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1563万1千円と定めております。

歳入では県支出金、繰入金、諸収入を計上しております。

歳出では事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

28ページをお願いいたします。議案第26号、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3913万円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

議案第27号、ごめんなさい29ページへ移ります。

議案第27号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計予算を

定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5396万5千円と定めております。

歳入では保険料、国庫及び県支出金、支払基金交付金、繰入金などを計上しております。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

30ページをお願いいたします。議案第28号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1千260万円と定めております。

歳入では、サービス収入、繰入金などを計上しております。

歳出では、サービス事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

31ページへ移ります。議案第29号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ173

8万8千円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入、繰越金を計上しております。

歳出では、駐車場事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

32ページをお願いいたします。議案第30号、令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ4602万8千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金などを計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

33ページへ移ります。議案第31号、令和6年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。収益的収入では下水道料金、他会計補助金などで1億1125万9千円、収益的支出では、施設の維持管理費、減価償却費などで1億1千1万2千円でございます。

資本的収入においては、企業債などで9309万円、資本的支出では企業債の償還金などで7970万円とするものであります。

	す。 なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。 34ページをお願いいたします。議案第32号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。 提案理由でございます。収益的収入では、水道料金、他会計補助金などで9122万7千円、収益的支出では、施設の維持管理費、減価償却費などで8591万7千円でございます。 資本的収入においては、企業債などで9227万円、資本的支出では、耐震管路整備工事、企業債の償還金などで9031万4千円とするものであります。 なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 (福島 登 議長) ここで休憩します。再開は11時10分です。 (休憩時間：10時56分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：11時10分) 築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長)
議長	
総務課長	

	それでは、承認第 1 号、専決処分事項、令和 5 年度東洋町一般会計補正予算専決第 2 号の承認を求めることについて、ご説明致します。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の補正について、歳入歳出それぞれ 1 8 6 1 万 6 千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 3 億 3 3 4 7 万 3 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 （予算書に基づき説明） 続きまして、議案第 2 1 号、令和 5 年度東洋町一般会計補正予算第 4 号を定めることについてご説明いたします。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 5 9 1 1 万 2 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 3 億 9 2 5 8 万 5 千円とするものでございます。 3 ページをお願い致します。 （予算書に基づき説明） （福島 登 議長） 生松住民課長。 （生松 克祐 住民課長） それでは、議案第 2 2 号、令和 5 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号を定めることについてご説明致します。 予算書の 1 ページをお願いいたします。
議長	
住民課長	

議長	今回の補正では、歳入歳出それぞれ２５００万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３９４７万６千円とするものでございます。 ２ページをお願いいたします。 （予算書に基づき説明） （福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 私から議案第２３号令和５年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第２号を定めることについてご説明をいたします。 予算書の１ページをお願いいたします。 歳入歳出それぞれ１９０万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ２６２５万８千円とするものでございます。 ２ページをお願いします。 （予算書に基づき説明）
議長	（福島 登 議長） 少し早いですが、一般会計に入る前にここでもう早く休憩したいと思います。再開は１時００分です。 （休憩時間：１１時３５分） 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：１３時００分） 築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、議案第24号、令和6年度東洋町一般会計予算を定めることについてご説明いたします、 予算書1ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ31億5118万5千円としております。前年度と比較して、1億4941万円、5.0%の増額となっております。 3ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは、議案第25号、令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ1億1563万1千円としております。前年度と比較して971万7千円、7.75%の減額となっております。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) 続きまして、議案第26号、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。

議長	予算書の1ページをお願いいたします。今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ5億3913万円としております。前年度と比較して、2727万3千円、5.33%の増額となっております。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) それでは私のほうから、議案第27号、議案第28号のご説明をいたします。 まず、議案第27号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ5億5396万5千円としております。対前年度比では、1203万3千円の減額となっております。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) 続きまして、議案第28号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いします。今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ1260万円としております。対前年度比では241万2千円の減額となっております。 2ページをお願いいたします。

	(予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) それでは議案第 29 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてご説明をいたします。 予算書の 1 ページをお願いします。歳入歳出の総額をそれぞれ 1738 万 8 千円としております。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは、議案第 30 号、令和 6 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてご説明致します。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ 4602 万 8 千円としております。前年度と比較して、102 万 5 千円、2.23%の減額となっております。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 議案第 3 1 号令和 6 年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについてご説明いたします。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 第 3 条になります。収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入では、第 1 款下水道事業収益は、第 1 項営業収益 1 4 5 4 万 1 千円、第 2 項営業外収益 9 6 7 1 万 8 千円としまして、総額 1 億 1 1 2 5 万 9 千円と定めております。 支出では、第 1 款下水道事業費用は第 1 項営業費用 1 億 1 0 0 万 8 千円、第 2 項営業外費用。7 4 5 万円、第 3 項特別損失 1 0 5 万 4 千円、第 4 項予備費 5 0 万円としまして、総額 1 億 1 千 1 万 2 千円と定めております。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) それでは私のほうから、議案第 3 2 号、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについてご説明いたします。 予算書の 1 ページをお開きください。 第 3 条、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入では、

議長

第1款簡易水道事業収益は、第1項営業収益4033万円、第2項営業外収益5089万7千円としまして総額9122万7千円と定めております。支出では、第1款簡易水道事業費用は、第1項営業費用7657万3千円。第2項営業外費用540万円。第3項特別損失344万4千円。第4項予備費50万円としまして、総額8591万7千円と定めております。

2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

(福島 登 議長)

ここで休憩します。再開は2時15分です。

(休憩時間：2時06分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14時15分)

ここでお諮りします。

議案第24号、令和6年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第32号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第32号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を

設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(委員名簿配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

資料の配付漏れありませんか、皆さん届きましたか。

(議席より、なしとの声あり)

はい、お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり、1番、大坪千倫君、2番、廣田斎史君、3番、安岡良仁君、4番、高島俊彦君、5番、武山裕一君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。

場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例

町長	よろしいですか。はい、引き続き行います。 予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。 委員長に安岡良仁君、副委員長に廣田斎史君以上であります。 日程第３６、議案第３３号、損害賠償の額を定めることについて追認の件から、日程第５４、議案第５１号、損害賠償の額を定めることについて追認までの１９件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。 （長崎 正仁 町長） はい、それでは損害賠償の額を定める件といたしまして、議案第３３号から議案第５１号までの１９件についてご説明をさせていただきます。 初めに、地方自治法第９６条第１項第１３号では、公務中の自動車事故などで相手方と示談するに当たり、損害賠償の額を定めることにつきましては、議会の議決事項と定められております。 このたび、県内自治体で未議決事件があったことを踏まえまして、本町といたしましても平成２５年度まで遡り、過去の事案を調査をしました結果、未議決の損害賠償の額を定める案件、それから町長の専決処分事項による１００万円以下の損害賠償額の未報告案件があることが判明をいたしました。 これは全て事務遂行上議会に対して不適切な対応であります。
-----------	--

その判明いたしました１９件につきまして、本定例会で追認議案として提出をさせていただいておりますので、ご審議のほどお願いを申し上げます。

今回の件ですけれども、過去の案件も含めまして、地方自治体としての事務を進めるに当たり、関係法令の認識が欠けておりましたことで、議会議員の皆様方にはご迷惑をおかけすることとなりましたことに深くおわびを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

今後は当たり前のことですが、法令を遵守して再発防止に努めてまいります。

それでは１９件の議案についてご説明をさせていただきます。

議案書内の事故の概要の件でありますけれども、当時の状況報告書の内容をそのまま記載しております。

３５ページを開きください。議案第３３号、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求めます。令和６年３月７日提出でございます。

相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要ですが、町の過失により、平成２５年１２月２６日木曜日、１２時１０分頃、安芸郡東洋町大字河内２６番地１甲浦小学校敷地内駐車場にて、車両駐車中に発生したものであります。車両後方上部にあった建物のコンクリート製軒の一部が落下し、リヤバンパーに落下破損させたものであります。

これについての損害賠償金額は、３万５８０５円。

賠償金の確定の日は、平成２５年１２月２６日であります。

続いて36ページをお開きください。議案第34号、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出であります。

相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要ですが、町の過失により平成26年10月22日水曜日、安芸郡東洋町相間林道を車で走行中に発生したものであります。台風時に発生していた擁壁と、林道の境が広範囲にわたり空洞化になっていた部分に落下し破損したものであります。

賠償金額は、10万9048円であります。

損害賠償金の確定をした日が、平成26年12月9日であります。

37ページに移ります。議案第35号、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

まず相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要についてですが、町の行事により、平成27年8月30日日曜日8時25分頃、東洋町大字白浜69番地4の白浜地区第1防災避難タワーでの避難訓練時に発生したものであります。防災資機材、草刈り機ですけれども、の点検中、周囲で草刈中の方が刃のカバーを外さず作動させたため、破損したカバーの破片が左目下に当たり負傷したものであります。

損害賠償金額は、5千円であります。

賠償金額の確定の日は、平成27年9月の17日であります。

38ページをお願いいたします。議案第36号、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、大阪府池田市の個人であります。

事故の概要ですが、車両事故により平成28年1月13日水曜日9時30分頃、安芸郡東洋町野根丙1833番地の公道上にて、対向車を避けようと右にハンドルを切った際、自社の後部と相手方所有の家屋と接触し破損させたものであります。

損害賠償金額は、7万200円であります。

賠償金額の確定の日は、平成28年4月28日でございます。

39ページに移ります。議案第37号、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、大阪府東大阪市の個人であります。

事故の概要についてですが、車両事故により、平成28年4月12日火曜日9時45分頃、安芸郡東洋町大字河内37番地2の甲浦小学校正門前公道上にて、対向車とすれ違う際に、自車と相手方が接触し、その後相手方車両が前進したため、相手方車両を損傷させたものであります。

賠償金額は、174万5080円であります。

賠償金額の確定の日は、平成28年5月20日であります。

続きまして40ページをお開きください。議案第38号、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第1

3号の規定により議会の議決を求める。令和6年3月7日提出で
ございます。

相手方は、国土交通省の工作物であります。

事故の概要につきましては、車両事故により、平成28年2月
9日火曜日16時20分頃、室戸市佐喜浜町5621番地付近の
国道55号線上安芸方面から走行中、飛び出してきた小動物を避
けようと左側方向に寄せた際、相手方ガードパイプを破損させた
ものであります。

賠償金額は、8万8560円。

賠償金の確定の日は、平成29年1月12日でございます。

41ページに移ります。議案第39号損害賠償の額を定めるこ
とについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議
会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要について町の行事により、平成30年9月2日日曜
日8時53分頃、東洋町大字生見758番地3で敬老会開催日の
東洋町役場敷地内社会福祉協議会前駐車場にて事故が発生し、参
加者の町民が後部座席から降車時に、配偶者が車両を前進させた
ため転倒し受傷したものであります。

損害賠償金額は、18万円でございます。

損害賠償金の確定の日は、平成30年11月8日ございま
す。

42ページをお開きください。議案第40号損害賠償の額を定
めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に

より議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、徳島県海部郡美波町の法人であります。

事故の概要につきましては、車両事故により、平成31年2月9日土曜日12時45分頃、徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1の美波町コミュニティーホール駐車場内において、町有バスの屋根と駐車場天井に設置された非常誘導灯が接触をし、破損させたものであります。

損害賠償金額は、12万3120円であります。

賠償金の確定の日は、平成31年4月3日でございます。

43ページに移ります。議案第41号損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、東洋町の社会福祉法人であります。

事故の概要としまして車両事故により、令和元年11月8日金曜日11時35分頃、東洋町大字生見758番地3の東洋町地域福祉センター駐車場内にて車両後進中、自車後部と後方にて、右折前進中の相手方車両に逆突し、破損させたものであります。

損害賠償金額は、24万2千円でございます。

賠償金額の確定の日は、令和2年2月20日でございます。

44ページをお開きください。議案第42号損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、高知県香南市野市町の民家であります。

事故の概要ですが、車両事故により令和２年２月２１日金曜日
１３時３０分頃、高知県香南市野市町西野９７４番地２４の相手
方敷地付近にて車両後進時にカーポートに付随する雨樋を損傷
させたものであります。

損害賠償金額は、７７００円。であります。

賠償金の確定の日は、令和２年３月１１日であります。

４５ページに移ります。議案第４３号損害賠償の額を定めるこ
とについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、
議会の議決を求めます。令和６年３月７日提出でございます。

相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要について、車両事故により令和２年１１月３日火曜
日９時頃、東洋町大字野根丙１２２９番地にある防火水槽点検時
に、車両後進中に後方停止中の相手方車両に逆突したものであり
ます。

損害賠償金額は、１２万２０５６円であります。

賠償金の確定の日は、令和３年２月２６日であります。

４６ページをお開きください。議案第４４号損害賠償の額を定
めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に
より、議会の議決を求めます。令和６年３月７日提出ございま
す。

相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要について町の過失により、令和３年９月８日水曜
日、１４時頃、東洋町野根乙２７０３番地４の林道桎地線を軽ト

ラックが走行中、突然道路が陥没し、右前輪付近が破損したものであります。陥没の原因は、大雨で河川が増水し、橋台付近の土砂が吸い出されたため発生したものであります。

損害賠償金額は、４万７千円であります。

賠償金の確定の日は、令和３年１０月５日であります。

４７ページに移ります。議案第４５号損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求めます。令和６年３月７日提出でございます。

相手方は、徳島県海部郡海陽町の個人であります。

事故の概要について、車両事故により、令和３年８月１３日金曜日１６時１５分頃、東洋町白浜８８番地１の海の駅東洋町駐車場内にて車両前進中に、左方から来た相手側車両に衝突し破損させたものであります。

損害賠償金額は、２１万９７４４円であります。

賠償金額の確定の日は、令和３年１０月１９日であります。

４８ページをお開けください。議案第４６号損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求めます。令和６年３月７日提出でございます。

相手方は、大阪府泉大津市の個人であります。

事故の概要について、公務により、令和３年１１月７日日曜日８時４０分頃、東洋町消防団による消火栓点検の際、安芸郡東洋町大字生見１２番地５付近にある東洋町商工会横の消火ボックス周辺の草刈り時に発生したものであります。隣地民宿に駐車中

の相手方車両左側に飛び石が当たり、複数箇所破損させたもの
あります。

損害賠償金額は、6万6千円であります。

賠償金の確定の日は、令和3年11月19日であります。

49ページへ移ります。議案第47号損害賠償の額を定めるこ
とについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議
会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。

相手方は、東洋町の個人であります。

事故の概要について、車両事故により、令和3年11月4日木
曜日14時50分頃、東洋町地域福祉センター駐車場内にて、車
両後進中、停止していた相手方車両に逆突したものであります。

賠償金額は、27万5千円であります。

賠償金の確定の日は、令和4年3月1日でございます。

50ページをお開きください。議案第48号、損害賠償の額を
定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定
により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出ございま
す。

相手方は、安田町の個人であります。

事故の概要について、車両事故により令和3年12月26日日
曜日16時2分頃、安芸郡安田町大字安田1662番地付近交差
点内にて右折中、左方より直進してきた相手方と出会い頭に衝突
し破損させたものであります。

損害賠償金額は、22万5千円であります。

賠償金額の確定の日は、令和4年8月22日であります。

5 1 ページへ移ります。議案第 4 9 号損害賠償の額を定めることについて地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

相手方は、徳島県海部郡海陽町の個人であります。

事故の概要について、車両事故により、令和 3 年 8 月 1 3 日金曜日 1 6 時 1 5 分頃、東洋町白浜 8 8 番地 1 の海の駅東洋町駐車場内にて、車両前進中、左方から来た相手側車両に衝突し、怪我をさせたものであります。

損害賠償金額は、1 4 7 万円であります。

確定の日は、令和 4 年 8 月 2 9 日であります。

5 2 ページをお開けください。議案第 5 0 号損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。

相手側 東洋町の個人であります。

事故の概要について、町の過失により、令和 4 年 8 月 1 6 日火曜日 1 5 時 5 分頃、安芸郡東洋町大字生見 2 6 番地 2 の生見中央有料駐車場内での草刈りを実施していた際、隣接地である職員駐車場に駐車中の相手方車側面に草刈りによる飛び石が当たり損壊したものであります。

損害賠償金額は、1 万 9 4 0 4 円であります。

確定の日は、令和 4 年 8 月 2 9 日であります。

5 3 ページへ移ります。議案第 5 1 号損害賠償の額を定めるこ

議長	とについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めます。令和6年3月7日提出でございます。 相手方は、宮城県松島市の個人であります。 事故の概要について、車両事故により、令和5年10月27日金曜日午前10時30分頃、安芸郡奈半利町甲121番地の国道を公用車で走行中、中央線を越え対向車線を走行する相手方に衝突し破損させたものであります。 損害賠償金額は、413万2258円であります。 賠償金の確定の日は、令和5年12月19日であります。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。 （議員自席より、議長、これは、ちょっと…との発言あり） （福島 登 議長） いや今はもう、説明する時間なんで質疑も設けてますので、 （議員自席より、一つだけ…との発言あり） 駄目です。 （議員自席より、時効は……との発言あり） 駄目です。質疑は、それはできますのでそのときにやってください。最終日には質疑を設けております。そのときにやってください。
----	---

町長	日程第 5 5、報告第 1 号専決処分の報告について報告を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) はい。それでは議案提案理由説明書の 5 4 ページをお願いいたします。報告第 1 号、専決処分の報告について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において町長の専決処分事項に指定されている事項について次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告をいたします。令和 6 年 3 月 7 日提出でございます。 専決の内容です。内容としましては、損害賠償の額を定めることについてでございます。 相手方は、安田町の個人。 事故の概要については、車両事故により、令和 3 年 1 2 月 2 6 日曜日 1 6 時 2 分頃、安芸郡安田町大字安田 1 6 6 2 番地付近交差点内にて右折中、左方より直進してきた相手方と出会い頭に衝突し、怪我をさせたものであります。 損害賠償金額は、2 2 万 6 8 2 2 円。 確定日は、令和 6 年 1 月 1 6 日でございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 ここでお諮りします。 冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から 1 2 日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、1 3 日午

前 9 時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。これにて散会します。次回の議会放送は 13 日水曜日、午前 9 時から開始いたします。

これにて議会放送を終了します。どうも、お疲れさまでした。

(散会時間： 15 時 2 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 6 年 6 月 27 日

議 長 福島 登

署名議員 武小 裕一

署名議員 今宮 裕明